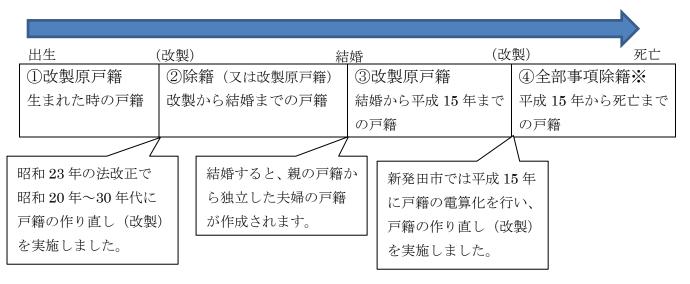
# 相続などで除籍・改製原戸籍を請求される方へ

「出生から死亡までの連続した戸籍を用意してください。」と提出先から依頼される場合が多くありますので、参考例を使ってご説明します。

例1:昭和15年生まれで、平成30年死亡(一貫して新発田市に戸籍があった場合)

下図のように、4種類で1組の戸籍で一連の流れを証明することになります。



手数料は、改製原戸籍・除籍・全部事項除籍が各750円で1組3,000円が目安です。

※④の戸籍に生存者がいる場合は、全部事項戸籍(戸籍謄本)で450円です。

例2:昭和15年生まれで、平成30年死亡 (出生時の戸籍が新発田市にあり、結婚で他市区町村に戸籍を移した場合)

下図の①②を新発田市からお取りいただけます。

出生(改	製) 結	话婚	
①改製原戸籍	②除籍 (又は改製原戸籍)	③改製原戸籍	④全部事項除籍
生まれた時の戸籍	改製から結婚までの戸籍	他自治体で管理	他自治体で管理

手数料は各 750 円で 1,500 円が目安です。

お子さんは③以降の戸籍に記載されることとなります。

お子さんが請求される場合は、新発田市の保有する戸籍で親子関係が確認できませんので、 ③の戸籍などをあらかじめご用意いただき、コピーの同封をお願いします。

## <手数料についての補足>

例 1、例 2 にそのまま該当するような方でも、生まれた直後に戸主(筆頭者の当時の名称)が隠居したり、死亡するなどの理由でもう 1 種類別の戸籍が存在する場合があります。書面で請求をいただいた後に、不足する場合はお電話でご連絡をいたします。

※新発田市では事前に手数料や戸籍の内訳をお調べしておりませんので、ご理解をお願い します。

## <申請書の記入についての補足>

## 例1の場合

記入いただく本籍・筆頭者は、最終の情報でお願いします。

## 例2の場合

記入いただく本籍・筆頭者は、新発田市に戸籍があった当時の情報でお願いします。 また、新しい戸籍から順にさかのぼってご請求いただいている場合で、戸籍などの判読が 困難な場合は、その部分のコピーの同封をお願いします。

#### 共通

使用目的の欄に「相続のため、父 ○○の出生から死亡までの戸籍1組」のように、希望する組み合わせと組数を記入してください。